

広域火葬対応についての実地訓練研修会

平成 27 年 1 月 29 日 (木) 午後 2 時～4 時

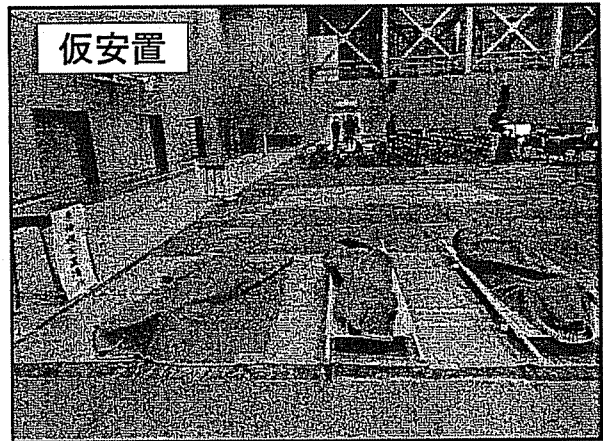
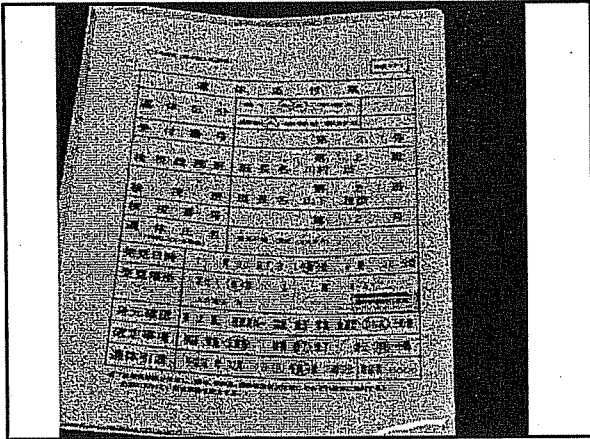
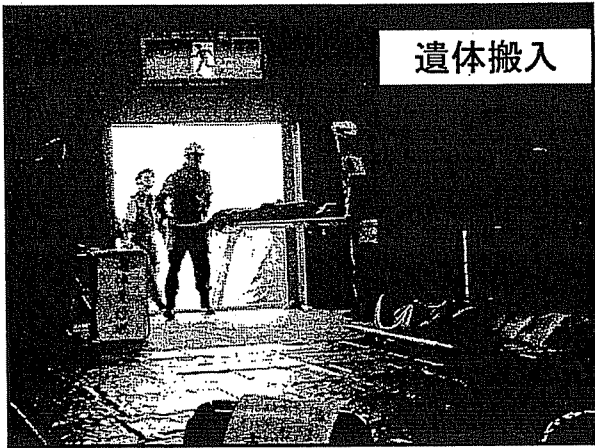
高知県立県民体育館

高知県健康政策部食品・衛生課

次第

- 1、開会のあいさつ
- 2、広域火葬の対応フローについて
- 3、検視・検案について
 - (1) 東日本大震災の際の状況について
 - (2) 検視・検案、身元確認作業の流れについて
- 4、模擬安置所等における実地訓練
- 5、埋・火葬許可証、特例許可証等の事務処理について
- 6、身元不明遺体の対応について
- 7、災害救助法に基づく費用の給付について
- 8、広域火葬体制整備の今後のスケジュールについて
- 9、閉会のあいさつ

	市町村	火葬場	食品・衛生課 (遺体対応班)	葬業者	警察(医師会・歯科医師会)
11. 遺体の保管	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体と所持品等の管理(盗難に注意) ○管理責任は警察。 ○棺、ドライアイス、納体袋、毛布等の確保(発注が重複しないように自治体窓口は一本化すること(様式第2号)) 				<ul style="list-style-type: none"> ○遺体、所持品の保管
12. 遺族支援(行方不明者受付、相談受理)	<ul style="list-style-type: none"> ○身元確認のための子データ(遺体発見場所、発見日時、発見時の状況、特徴等)提供(安置所掲示版での掲示等) ○遺族対応受付 ○安置所での遺体確認作業立案 ○火葬相談窓口の開設 			<ul style="list-style-type: none"> 市町村または遺族からの要請があった場合 ○葬儀、火葬の手配 	<ul style="list-style-type: none"> 警察 ○遺族による遺体確認立会 ○身元確認のための遺族からのDNA試料提供 ○DNA照合による身元確認 ○行方不明者の受付 ○歯科医師会 ○歯科情報の照合による身元確認
13. 遺族への遺体引き渡し(火葬許可証の発行)	<ul style="list-style-type: none"> ○身元が判明した場合、警察が遺族に遺体を引き渡す ○担当課は遺体台帳に「誰にいつ引き渡したか」を記録する ○埋葬・火葬許可証の発行(※特例許可証の可能性あり) 			<ul style="list-style-type: none"> 市町村または遺族からの要請があった場合 ○火葬手続の補助 ○各家への遺体搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 警察 ○遺族への遺体、所持品等引き渡し
14. 広域火葬の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○広域火葬依頼要請(様式第2号)を県遺体対応班に送付 ○広域火葬場割振通知(様式第6号)を受けて火葬の順番等の整理 ○火葬希望者に対する火葬場の受付、火葬日時決定等の実施(広域火葬)になっていないことについて、遺族に十分な説明を行う) ○様式第9号広域火葬依頼実績報告書の作成と県遺体対応班への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○様式第3号での広域火葬場割振通知を受け、広域火葬場割振通知により、被及市町村と直接連絡・協議し、火葬を実施 ○様式第8号広域火葬実施日報の作成と県遺体対応班への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○様式第2号による、死者数、必要物品の把握 ○葬業者へ協定に基づく必要物品の供給要請 ○様式第3号での火葬場への広域火葬協力依頼 ○様式第6号での割振り通知 ○厚生労働省へ近隣県へ広域火葬依頼要請をした旨を報告 ○厚生労働省へ近隣県以外の都道府県への依頼要請依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村または遺族からの要請があった場合 ○火葬場への遺体搬送 	
15. 身元不明遺体の自治体への引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> ○警察から身元不明遺体の引き受け(遺体添付票、所持品等) ○身元確認のための子データ(遺体発見場所、発見日時、発見時の状況、特徴等)提供(安置所掲示版での掲示等) 				<ul style="list-style-type: none"> ○身元不明遺体の市町村への引き渡し
16. 埋葬・火葬許可証の発行	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村が代わりに埋・火葬許可証の申請(身元不明の場合) 				
17. 火葬場、埋葬地への搬送	<ul style="list-style-type: none"> ○割振表にもとづき、火葬を割振 	<ul style="list-style-type: none"> 割振表にもとづき、火葬を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 市町村からの要請があった場合 ○火葬場への遺体搬送 	
18. 火葬の終了	<ul style="list-style-type: none"> ○広域火葬の必要がなくなる前日までに、県遺体対応班に電話連絡 ○広域火葬完了後、様式第9号広域火葬依頼実績報告書を県遺体対応班へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域火葬の終了の連絡を受けて、様式第10号広域火葬実績報告書を市町村ごとに作成し、県遺体対応班に報告する。 			
19. 仮埋葬	<ul style="list-style-type: none"> ○火葬が間に合わない判断した場合、仮埋葬地の決定 ○墓地、埋葬法の手続の実施 ○仮埋葬期間(火葬時期)の決定 ○仮埋葬を実施することの広報 ○遺族への説明 ○仮埋葬の実施 			<ul style="list-style-type: none"> 市町村からの要請があった場合 ○仮埋葬の補助 	
20. 災害救助法による理火葬費用の給付	<ul style="list-style-type: none"> ※災害救助法の適用があった場合 ○県に火葬料等の請求 (遺族が個人で支払いを行った場合の還付の事務) 	<ul style="list-style-type: none"> ○受け入れた火葬費用を請求 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法により、国費受入、支払いを実施(地域福祉実践課) 【限外協力火葬場、市町村、高知県葬祭業協同組合、高知県盆柩自動車協会への支払い】 	<ul style="list-style-type: none"> ○高知県葬祭業協同組合(棺、骨つぼ等)、高知県盆柩自動車協会(搬送料) 	





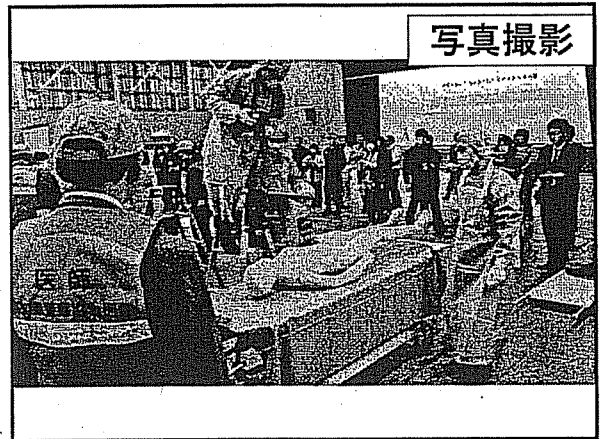
検視開始



写真撮影



脱衣



写真撮影



検視



所持品等確認



医師による検案(心臓採血等)



歯科医師による歯科所見採取



納体袋に収容



納体袋に収容

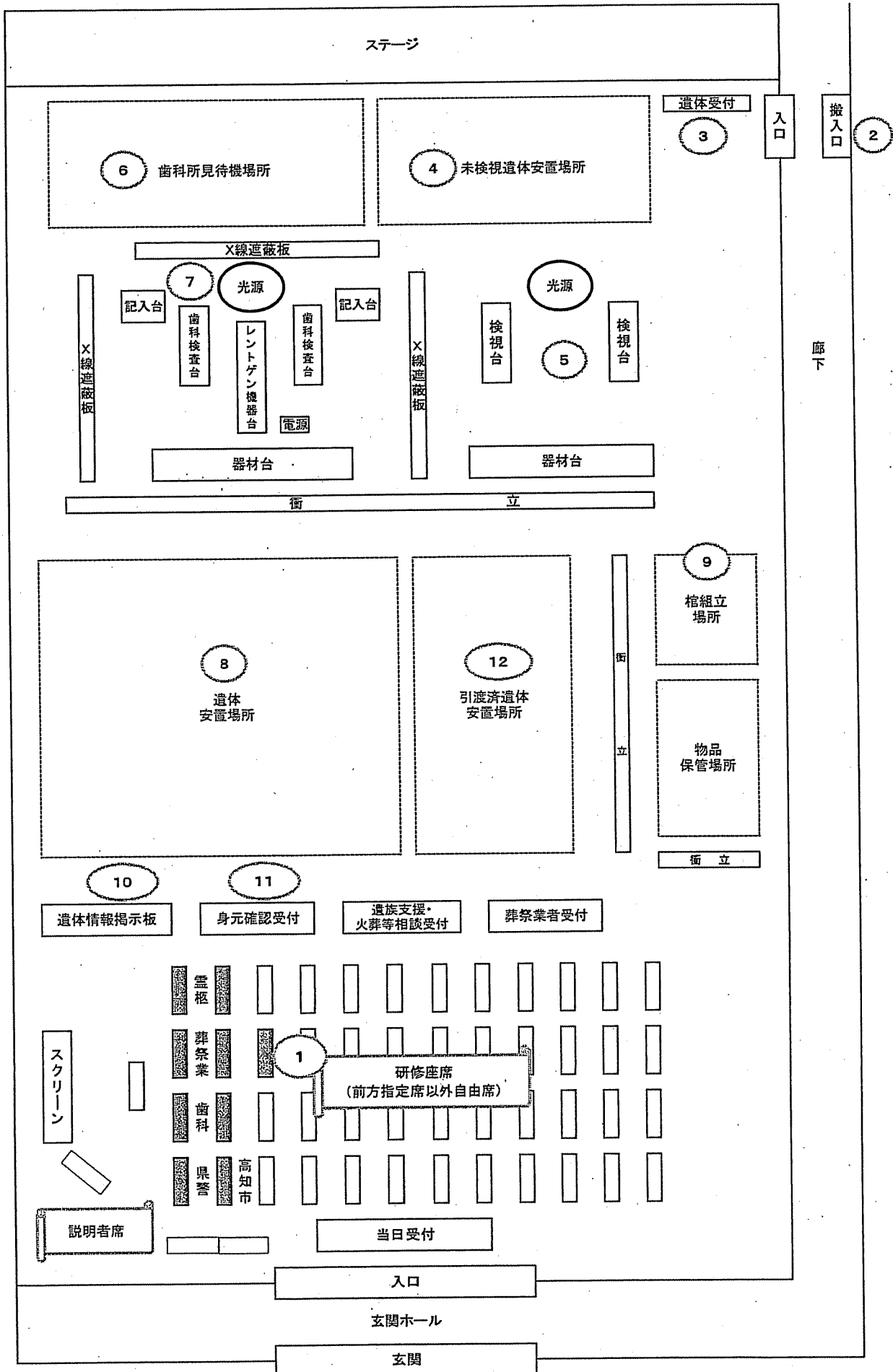


所持品等を納体袋に納める



参考:エアーテント

研修会配置図



広域火葬対応についての実地訓練研修会

シナリオ

1、震災状況と初期対応

- 平成 27 年 1 月 27 日 (火) 午後 3 時、高知県室戸岬沖約 100 km を震源とする震源とするマグニチュード 9.0 の大規模地震が発生。
- K 市内では、震度 6 強を観測し、家屋の損壊や津波襲来により多数の死者や行方不明者が発生。
- K 市担当課は K 市遺体対応マニュアルに基づき、警察署と協議のうえ、遺体検案所及び安置所 (以下、「安置所等」という。) を高知県立県民体育館 (以下、「県民体育館」という。) 等ほか数カ所に設置した。

2、遺体発見、収容

- 1 月 29 日朝、海岸付近を捜索中の高知県警により、以下の 2 遺体が発見され、県民体育館に収容された。

【A 遺体】

- 発見日時：平成 27 年 1 月 29 日 午前 10 時 00 分
- 発見場所：K 市乙町駐車場
- 発見状況：漂流したと思われる車両内から発見

【B 遺体】

- 発見日時：平成 27 年 1 月 29 日 午前 10 時 15 分
- 発見場所：K 市乙町駐車場近く空き地
- 発見状況：津波により発生したと思われる瓦礫下から発見

3、遺体の受付から検視・検案や身元確認作業

(1) 遺体の受付から検視・検案【県警、医師】

ア、遺体受付

イ、遺体の検視・検案

(2) 身元確認【県警、医師、歯科医師】

ア、DNA等（爪、指掌紋等）の身元特定試料採取

イ、歯科所見の採取

○検視・検案及び身元確認作業により、2遺体について次のことが判明。

【A遺体】

○遺体損傷等：完全遺体（一部腐敗）、顔の一部が損傷

○所持品等：財布（現金 8,500 円、免許証、保険証など）等

○人定：免許証等から以下の人物と推定

・ K市丙町1丁目2番34号、会社員、高知太郎、44歳

・ 歯科所見等より40歳代から50歳台と推定

（免許証が本人のものでない場合も考慮し、確認）

【B遺体】

○遺体損傷等：完全遺体（一部腐敗）、体全体が激しく損傷

○所持品等：なし、衣服についても一部破損※津波により激しく損傷したと推測

○人定：不明

・ 歯科所見等より40歳代から50歳代男性と推定。顎骨骨折の既往あり。交通外傷

を推定。特徴的な治療痕（金属床義歯、インプラント等）が認められた。

4、遺体の安置から身元不明遺体の遺骨保管

(1) 遺体の安置【県警、市町村】

【A遺体】【B遺体】

○遺体安置場所に搬送。棺への納棺等を県警から市町村に引き継ぐ。

(2) 棺への納棺作業【市町村、葬祭業者】【A遺体、B遺体ともに共通手順】

○棺組立場所にて棺を組み立てて、安置所へ運ぶ。

○安置されている遺体の以下の手順で納棺を行う。

ア、遺体の損傷にもよるが、納体袋のまま棺に入れる。(この際、納体袋の上に仏衣をかぶせる。)

イ、顔の両側、胸、腹部の上に新聞紙または綿花などで包んだドライアイスを置く。

ウ、上から掛け布団、毛布などでドライアイスを覆う。

エ、棺の蓋を閉める。

オ、遺体番号札を棺に添付する。

(3) 身元確認受付【県警、市町村】【A遺体】

※ここからA遺体とB遺体の対応が分かれる。

○警察が作成した遺体添付票をもとに、市町村が遺体台帳を作成のうえ、安置所での掲示等により、遺体に関する情報を公開する。

○公開された情報をもとに、遺族と思われる妻が身元確認に来られ、受付で警察が対応(市町村も補助として一緒に対応。)

○妻から警察が身元確認に必要な情報を聞き取りして、通院先の歯科医師からデンタルチャート等も取り寄せる。

○聞き取りを終えたら、妻をA遺体の安置場所まで案内。妻が遺体を確認するが、顔に一部損傷があることから、断定まではできず。

○歯科医師から取り寄せたデンタルチャート等と歯科所見を照合の結果、一致したことから、高知太郎と断定。

○身元を確認した遺体は、引渡済遺体安置場所に移し、警察から遺族に遺体を引き渡される。

(4) 遺族支援・火葬等相談受付【市町村】【A遺体】

○A遺体を引渡済遺体安置所に安置後、遺族支援・火葬等相談受付にて、遺族に火葬許可の申請等これからの手続を説明する。

※発災直後にK市は県食品・衛生課の遺体対応班に応援要請を行っており、県食品・衛生課が広域火葬の実施を決定後、県内外協力依頼を実施し、各市町村に応援火葬場を割り振っている。

○遺体対応班から届いた応援火葬場割振（計画）表に基づき、明日1月30日に香川県のさぬき市斎場で火葬が割り振られたことを遺族に伝え、遺族が火葬許可の申請をする。この際、非常事態のため火葬が可能な火葬場が限定されることなどを遺族に説明し、県外火葬場へ直接搬送することについて同意書による同意を得るようにする。

○通常、死亡届を受理後、火葬許可証の申請をするが、現在、戸籍等による確認作業の実施が困難なため、特例許可証の発行を行う（厚生労働省から通知が出た場合。）。

【特例許可証の発行手続】※東日本大震災の際と同様の通知が出た場合。

- ・死亡診断書又は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存
- ・申請者の住所、氏名、死亡者との続柄等、必要事項を記載した台帳を整備
- ・申請者から後日適法な埋・火葬許可証を取得する旨の誓約書をとること

【特例許可証発行以後の手続】

- ・火葬場においては、特例許可証を埋・火葬許可証とみなして、火葬を実施
- ・特例許可証に埋・火葬を行った日時を記入し、署名し、印を押し、埋火葬を求めた者に返還する。
- ・申請者は、後日、市町村に死亡届及び埋・火葬許可証の交付申請を行う。

(添付書類：特例許可書、死亡診断書又は死体検案書の原本)

(5) 遺体の搬送【葬祭業者】【A遺体】

- 遺族は葬祭業者の受付で、搬送の手続をする。

(6) 身元確認受付【県警、市町村】【B遺体】※A遺体と異なる手順

- 発災から10日が経過。
- 発見場所や体格等の公表から1週間経過するも身元が判明しないため、死体取扱規則第9条に基づき、県警からK市に引き渡される。

(7) 遺族支援・火葬等相談受付【市町村】【B遺体】

- B遺体の腐敗が進んでいるため、K市は県遺体対応班からの割振り通知に基づき、他の身元不明遺体とまとめて県外への広域火葬を実施することを決定。
- K市が代理で特例火葬許可の申請を行い、特例許可証を発行。

(8) 遺体の搬送【市町村、葬祭業者】【B遺体】

- 広域火葬を受け入れる県外火葬場とK市が連絡を取り合い、搬送時間等を決定。
- K市が手配した搬送車両または葬祭業者の搬送車両により、搬送し県外火葬を実施。
取り違えがないようK市職員も同行し、遺骨をK市へ持ち帰る。

(9) 身元不明遺体の遺骨保管【市町村】【B遺体】

- 持ち帰った遺骨はK市にて保管。
- DNA鑑定や歯科所見等により、後日身元が判明したことにより、遺族に引き渡し、
遺族が死亡届と火葬許可の発行申請を行う。

埋・火葬許可証、特例許可証等の事務処理について

※東日本大震災の際に出された通知をもとに示しており、実際に災害が発生し厚生労働省から通知等により特例措置が示されるまでは、法令に則った通常の対応をする必要があります。

原則	特例措置①	特例措置②
<p>申請者</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡届（死亡診断（死体検案）書添付） 埋・火葬許可申請 <p>↓</p> <p>戸籍照会</p> <p>↓</p> <p>死亡届を受理した市町村長</p> <p>↔</p> <p>本籍地の市町村</p> <p>↑</p> <p>回答</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋・火葬許可証の発行 <p>↓</p> <p>墓地・火葬場管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋・火葬の実施（埋葬許可証の受理） <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 火葬許可証に火葬済の旨を記入し、返還 <p>↓</p> <p>墓地・納骨堂管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 焼骨の埋蔵・收藏 	<p>申請者</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡診断（検案）書の確認（写しの保存） 後日正式な埋・火葬許可証を取得する旨の誓約書 <p>↓</p> <p>全ての市町村長</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄等の必要事項を記載した台帳を整備 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例許可証の発行（通常様式に特例の旨のゴム印を押す等で可） <p>↓</p> <p>墓地・火葬場管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋・火葬の実施 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例許可証に埋・火葬済の旨を記入し、返還 <p>↓</p> <p>申請者</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡届及び埋・火葬許可証の交付申請 <ul style="list-style-type: none"> 添付：特例許可証、死亡診断（死体検案）書の原本 	<p>申請者 ※①によっても対応が困難な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 墓地及び火葬場に直接、埋・火葬の申出 死亡診断（検案）書の確認（写しの保存） 後日正式な埋・火葬許可証を取得する旨の誓約書 <p>↓</p> <p>墓地・火葬場管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋・火葬の実施 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄等の必要事項を記載した台帳を整備 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 証明書の交付（特例的に埋・火葬を行った旨記載） <p>↓</p> <p>申請者</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡届及び埋・火葬許可証の交付申請 <ul style="list-style-type: none"> 添付：証明書、死亡診断（死体検案）書の原本

番号 _____

市町村長 様

高知県広域火葬計画3-4(2)②に基づき、広域火葬の実施について、同意を得ておきます。その際、非常事態のため火葬可能な火葬場が限られていること、遺族の同行ができない場合もあることなどを遺族に説明してください。

- 私は高知県広域火葬計画に基づく広域火葬により割り振られた火葬場で火葬することについて同意します。

※火葬場によっては、遺族の同行ができない場合があります。

特例許可書を発行する場合は、混乱が収まり次第、適法な埋・火葬許可証を取得するよう誓約を取ってください。

- 私は墓地・埋葬等に関する法律第5条に基づき、後日、埋・火葬許可証を取得することを誓います。

確認書類として、死亡診断書(死体検案書)の写しを保存(原本は写しを取ったあと返却)し、遺体台帳にまとめてください。

確認書類:死亡診断書(死体検案書)の原本

平成 年 月 日

住所 _____

電話番号 _____

携帯番号 _____

氏名 _____

【参考】

通常の埋・火葬許可書に赤字で特例許可である旨のゴム印を押すだけで構わない。

特例 埋・火葬許可証

許可番号 _____

平成 年 月 日

申請者	住所	氏名	死亡者との続柄
		(印)	
死亡者	本籍	筆頭者	筆頭者との続柄
	火葬場所	死因 一～三類感染症(疾病名)・その他	
	氏名	死亡年月日	
	生年月日	性別	死亡場所
	火葬場所	埋葬場所(土葬場所)	
上記について許可します。 平成 年 月 日		平成 年 月 日 時 分 火葬終了	火葬場名:

※ 申請者は後日、市町村に死亡届並びに埋・火葬許可証の交付申請を行ってください。
添付書類: 本特例許可証、死亡診断(死体検案)書の原本

災害時の混乱が解消次第、正式な埋・火葬許可証の申請をしていただく必要があるため、上記の旨を手書き等で追記することが望ましいです。

※ 特例措置は既に廃止されているため参考

健衛発0414第1号
平成23年4月14日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



「平成23年（2011年）東日本大震災」の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく焼骨の埋蔵等に係る特例措置について

この度の平成23年（2011年）東日本大震災による被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、現在、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について」（平成23年3月14日付け健衛発0314第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）（以下「埋火葬許可特例通知」という。別紙参照。<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014trl-img/2r985200000156hy.pdf>）に基づき、埋火葬許可特例通知1（1）の特例許可証（以下「特例許可証」という。）の発行等をもって、埋火葬が特例的に実施されているところです。

一方、火葬後の焼骨の埋蔵又は収蔵（以下「埋蔵等」という）に関しては、埋火葬許可特例通知3（3）において「現在の混乱状況が解消した段階で墓地埋葬法の規定に基づく正式な火葬許可証の発行を受け、その後、これに基づき焼骨の埋蔵を行うことが求められ、特例許可証に基づき焼骨の埋蔵までを行うことを意味するものではない。」とされています。

しかしながら、被災自治体の実情として、戸籍の流出等により埋火葬許可証の発行に当たり戸籍等による確認作業が未だにできない市町村があること、戸籍等の確認が可能でも様々な震災対応に追われて戸籍等による確認作業まで手が回らない市町村があること等、現段階においても震災後の混乱状況が解消しきれていない自治体も多く、また、特例的な手続きによる火葬を実施した件数も相当数になってきています。このため、埋火葬許可特例通知に基づき、正式な火葬許可証の発行を待って焼骨の埋蔵等を行うのでは、多くが被災者でもある御遺族に不都合を強いられるおそれがあること、また、多くの焼骨の埋蔵等が停滞し、将来的に骨壺等の保管場所の確保や多くの骨壺等の管理が困難になる可能性も否定できない状況にあります。

つきましては、埋火葬許可特例通知 1 又は 2 に基づいて火葬を行った後の焼骨の埋蔵等に関し、必要に応じ下記の特例的な取扱いを行われるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、下記の特例措置について、管下市町村及び墓地、納骨堂等への周知及び指導方よろしくお願いいたします。とりわけ焼骨の埋蔵等は、御遺体の埋火葬とは異なり、被災地に限らず、全国各地の墓地等で埋蔵等を求められることも多いと想定されることから、十分な周知を図られますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

また、事態の進展に応じ、今後、更なる対応について講ずることも考えられます。つきましては、引き続き現地の状況等について当課まで情報提供いただけるようお願いいたします。

記

1. 特例許可証による焼骨の埋蔵等について

- (1) 埋火葬許可特例通知 1 又は 2 に基づいて火葬を行った後の焼骨の埋蔵等は、現在の混乱状況が解消した段階で正式な火葬許可証の発行を受けて行うものとしていたところであるが、正式な火葬許可証の発行を受けることが困難な事情がある場合には、正式な火葬許可証の発行を受けることなく、特例許可証又は埋火葬許可特例通知 2（3）の証明書（以下「特例許可証等」という。）に基づき、焼骨の埋蔵等までを行っても差し支えない。
- (2) 墓地及び納骨堂の管理者は、埋蔵等を行うに当たって、特例許可証等の写しを保存し、特例許可証等を埋蔵等を求めた者に返還すること。また、埋蔵等を求めた者から、後日適法な火葬許可証を取得する旨の誓約書をとること。
- (3) 特例的な埋蔵等を求めた者は、正式な火葬許可証の発行を受けることが困難な事情が解消した段階で、特例許可証等を添えて、市町村長に火葬許可証の発行を求めること。

2. 特例措置を実施すべき範囲と期間について

- (1) 1 の特例措置の対象となる焼骨は、死亡診断書又は死体検案書の記載等から、東日本大震災について災害救助法の適用により指定を受けた市町村において死亡した者の焼骨であることが確認できるものとする。
- (2) 1 の特例措置を実施する期間は、別途、本職から特例措置の廃止を連絡するまでの間とすること。

[参考]墓地、埋葬等に関する法律の埋火葬許可証の取扱い等について

健康局生活衛生課

	原則	死亡届出受理が困難な場合の特例	死亡届出受理市町村とは別の市町村が埋火葬許可申請を受けられる場合の特例	市町村が特例許可証の発行も困難な場合の特例
火葬	<ul style="list-style-type: none"> 死亡届出受理市町村による火葬許可証の発行 火葬場の管理者は、火葬許可証を前提とした火葬を実施 	平成23年3月14日通知 <ul style="list-style-type: none"> 市町村による特例許可証の発行 火葬場の管理者は、特例許可証を前提とした火葬を実施 	平成23年3月14日通知 <ul style="list-style-type: none"> 死亡届出受理市町村とは別の市町村による特例許可証の発行 火葬場の管理者は、特例許可証を前提とした火葬を実施 	平成23年3月14日通知 <ul style="list-style-type: none"> 火葬場の管理者が特例的に火葬を実施し、火葬を行った旨の証明書を交付
土葬（埋葬）	<ul style="list-style-type: none"> 死亡届出受理市町村による埋葬許可証の発行 墓地の管理者は、埋葬許可証を前提とした土葬を実施 	平成23年3月14日通知 <ul style="list-style-type: none"> 市町村による特例許可証の発行 墓地の管理者は、特例許可証を前提とした土葬を実施 	平成23年3月14日通知 <ul style="list-style-type: none"> 死亡届出受理市町村とは別の市町村による特例許可証の発行 墓地の管理者は、特例許可証を前提とした土葬を実施 	平成23年3月14日通知 <ul style="list-style-type: none"> 墓地の管理者が特例的に土葬を実施し、土葬を行った旨の証明書を交付
焼骨の埋蔵	<ul style="list-style-type: none"> 墓地の管理者は、火葬許可証を前提とした焼骨の埋蔵を実施 	平成23年4月14日通知 <ul style="list-style-type: none"> 墓地の管理者は、特例許可証を前提とした焼骨の埋蔵を行うことが可能 	平成23年4月14日通知 <ul style="list-style-type: none"> 墓地の管理者は、特例許可証を前提とした焼骨の埋蔵を行うことが可能 	平成23年4月14日通知 <ul style="list-style-type: none"> 墓地の管理者は、火葬場の管理者が特例的に火葬を行った旨の証明書を前提とした焼骨の埋蔵を行うことが可能
焼骨の収蔵	<ul style="list-style-type: none"> 納骨堂の管理者は、火葬許可証を前提とした焼骨の収蔵を実施 	平成23年4月14日通知 <ul style="list-style-type: none"> 納骨堂の管理者は、特例許可証を前提とした焼骨の収蔵を行うことが可能 	平成23年4月14日通知 <ul style="list-style-type: none"> 納骨堂の管理者は、特例許可証を前提とした焼骨の収蔵を行うことが可能 	平成23年4月14日通知 <ul style="list-style-type: none"> 納骨堂の管理者は、火葬場の管理者が特例的に火葬を行った旨の証明書を前提とした焼骨の収蔵を行うことが可能

※ 特例的に火葬、土葬、焼骨の埋蔵・収蔵を実施した場合は、混乱状況等が解消した段階で、特例許可証等を添えて市町村長に正式な埋火葬許可証の発行を求める必要がある。

健衛発0314第1号

平成23年3月14日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課



「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について

この度の平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、死体を埋火葬するためには、墓地、埋葬等に関する法律(以下「墓地埋葬法」という。)に基づき、死亡届等を受理した市町村長の発行する埋火葬許可証を受ける必要がありますが、今回の地震災害による死亡者が極めて多数であること、交通事情も混乱していること、市町村における死亡届に係る確認作業が困難であること等の事情から、埋火葬許可証の発行を待っていたのでは、死体の腐敗等により公衆衛生上の被害が発生する可能性も否定できない状況にあります。このことについては、既に平成23年3月12日健衛発0312第1号(別紙参照)により、都道府県に対し必要に応じ当課に相談いただくようお願いしておりましたが、関係の都道府県から墓地理葬法の特例措置についての検討要請があったことを受けて、また、今回の地震災害の発生に伴う事態の重大性と緊急性に鑑み、阪神・淡路大震災の際における対応を参考に、埋火葬許可証の発行に関して、必要に応じ下記の特例的な取扱いを行われるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、下記の特例措置について、管下市町村及び火葬場等への周知及び指導方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

また、事態の進展に応じ、今後、更なる対応について講ずることも考えられます。つきましては、引き続き現地の状況等について当課まで情報提供いただけるようお願いいたします。

記

1. 市町村が埋火葬許可証に代わる証明書を発行する方式について

- (1) 今回の地震災害に伴う緊急事態により、通常の手続に従って埋火葬許可証の発行を行っていたのでは、死体の腐敗等により公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合には、申請を受けた市町村は、速やかに埋火葬許可証に代わる証明書（以下「特例許可証」という。）を発行すること。

(例) 埋火葬許可証の迅速な発行が困難となる場合

- ・ 死亡届を受理したものの、受理した市町村の担当部局が混乱しているため、埋火葬許可証の発行に必要な戸籍等による確認作業を実施することが困難な場合
 - ・ 死亡者に係る死亡届を市町村長が受理した後に、遺族が遺体を他の市町村に搬送し、そこで埋火葬許可証を申請した場合
- (2) 市町村は、特例許可証を発行するに当たって、当該死体に係る死亡診断書又は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存するとともに、申請者の住所、氏名、死亡者との続柄等、必要事項を記載した台帳を整備すること。また、申請者から、後日適法な埋火葬許可証を取得する旨の誓約書をとること。
 - (3) 墓地及び火葬場においては、特例許可証を埋火葬許可証とみなして埋火葬を実施し、特例許可証に埋火葬を行った日時を記入し、署名し、印を押し、これを埋火葬を求めた者に返還すること。
 - (4) 申請者は、現在の混乱状況が解消した段階で、特例許可証を添えて、市町村長に埋火葬許可証の発行を求めること。

2. 1による市町村の対応が困難な場合における墓地及び火葬場における対応について

- (1) 1による対応によってもなお公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合には、墓地及び火葬場に直接、埋火葬の申出があったときは、墓地及び火葬場の管理者は、速やかに埋火葬を実施すること。
- (2) 墓地及び火葬場の管理者は、埋火葬を行うに当たって、当該死体に係る死亡診断書又は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存するとともに、申請者の住所、氏名、死亡者との続柄等、必要事項を記載した台

帳を整備すること。

- (3) また、当該墓地及び火葬場の管理者は、申請者から、後日適法な埋火葬許可証を取得する旨の誓約書をとるとともに、特例的に埋火葬を行った旨の証明書を申請者に交付すること。
- (4) 申請者は、現在の混乱状況が解消した段階で、(3)の証明書を添えて、市町村長に埋火葬許可証の発行を求めること。

3. 実施にあたっての留意事項

- (1) 特例許可証等の様式について
今回の特例措置により市町村が発行する特例許可証、申請者から徴収する誓約書、墓地及び火葬場の管理者が発行する証明書については、いずれも厚生労働省から統一的な様式は定めないので、様式については、各都道府県等におけるそれぞれの状況に応じ、適切に対応されたい。
なお、特例許可証の様式については、火葬許可証の様式に赤字で特例許可である旨のゴム印を押すこと等の方法により対応しても差し支えない。
- (2) 特例許可証等に係る台帳について
今回の特例措置により市町村が整備すべき特例許可証に係る台帳については、特例許可証に係る特別の台帳を別途整備する方法による他、特例許可である旨を明記して既存の埋火葬許可証に係る台帳に記入する等の方法によっても差し支えないこと。
また、墓地及び火葬場の管理者が整備すべき証明書に係る台帳についても同様である。
- (3) 特例許可証による焼骨の埋蔵について
今回の特例措置は、東北地方太平洋沖地震により生じた事態が、墓地埋葬法の予定しない特殊な状況であったことに鑑み、死体の腐敗等による公衆衛生上の危害の発生を未然に防止する観点から、緊急避難的対応として実施した措置であることから、すでに死体を埋火葬した後は、こうした緊急事態は一定の収束を見るものと解している。したがって、現在の混乱状況が解消した段階で墓地埋葬法の規定に基づく正式な火葬許可証の発行を受け、その後、これに基づき焼骨の埋蔵を行うことが求められ、特例許可証に基づき焼骨の埋蔵までを行うことを意味するもの

ではない。

4. 特例措置を実施すべき範囲と期間について

- (1) 1及び2の特例措置の対象となる死体は、死亡診断書又は死体検案書の記載等から、東北地方太平洋沖地震について災害救助法の適用により指定を受けた市町村において死亡した者であることが確認できるものとする。
- (2) 1及び2の特例措置を実施する期間は、別途、本職から特例措置の廃止を連絡するまでの間とすること。

健衛発0312第1号
平成23年3月12日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課



「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた
遺体保存、遺体搬送、火葬体制の確保等について

- 1 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の被害を受けた地域においては、遺体を保存するための柩及びドライアイス、遺体の搬送並びに火葬体制の確保が重要となります。今後、被害を受けた都道府県において都道府県内市区町村からこれらについて応援要請を受けた場合、都道府県内市区町村、近隣県等と連携を図って対応するようよろしくお願いいたします。また、近隣県等から応援要請を受けた都道府県においても、できる限りの協力を行うようよろしくお願いいたします。
- 2 被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等実態に応じた事務処理(①戸籍確認をすることなく、死亡診断書又は死体検案書の確認により発行した特例許可証に基づき火葬を行う。②前記特例許可証による対応によってもなお公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合には、火葬場に直接火葬の申出があった遺体について、死亡診断書又は死体検案書を確認した上で火葬を行う。①②はいずれも阪神淡路大震災の際に認めた事務処理である。)を行うことについて検討するので、必要に応じて当課に相談してください。
- 3 被災都道府県においては、死亡者数、火葬場の被災状況、火葬場の利用状況その他の広域的な火葬に必要な情報について、適宜の方法により当課へ提供されるようよろしくお願いいたします。

<本件の担当者等>

厚生労働省健康局生活衛生課 奥田・吉高

電話：03-3595-2301(直通)

ファックス：03-3501-9554

メール：okuda-yukio@mhlw.go.jp(奥田)

yoshitaka-tooru@mhlw.go.jp(吉高)

墓地、埋葬等に関する法律の埋火葬許可証の取扱い等について

	通常時の対応	特例措置① (阪神、淡路大震災の際に該当した特別に埋葬に関するものを追加)	特例措置② (阪神、淡路大震災の際に該当した特別に埋葬に関するものを追加)
手続き規定	<p>○埋火葬を行うおととする者は死亡の届出を受理した市町村長の許可を受けなければならない。(墓地、埋葬等に関する法律第5条)</p> <p>○市町村長は、埋火葬の許可を与える時は、埋火葬許可証を交付しなければならない。(墓地、埋葬等に関する法律第8条)</p> <p>○墓地及び火葬場の管理者は、埋火葬許可証を受理した後でなければ埋火葬を行ってはならない。(墓地、埋葬等に関する法律第14条)</p>	<p>○死亡の届出を受理した市町村のみならず、遺体所在地の市町村においても特別許可証を發行。</p> <p>○死亡診断書又は死体後遺棄の提出を前提として特別的な許可証を發行。</p>	<p>○特別許可証の発行を待たずに墓地又は火葬場に直接埋火葬の申し出があつた場合でも、死亡診断書又は死体後遺棄書の提出を前提として速やかに埋火葬を實施。</p> <p>○あらかじめ、墓地又は火葬場の管理者に証明書の発行を求め、事後の埋火葬許可証の申請に添付。</p>
留意事項	<p>墓地、埋葬等に関する第5条及び第14条に違反した者は、1,000円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。(墓地、埋葬等に関する法律第21条)</p>	<p>阪神、淡路大震災時は、「刑法に規定される緊急避難の法理(第37条)に基づき違法性は阻却されるもの」と厚生省が判断し実施。</p>	同左
様式記載事項	<p>1. 死亡者本籍、住所、氏名 2. 性別 3. 生年月日 4. 死因 5. 死亡年月日 6. 死亡場所 7. 火葬場所 8. 申請者住所、氏名、死亡者との続柄</p>	<p>同じ(様式は特設規定しない) ※追加して、適法な埋火葬許可証を後日とする旨の誓約書を申請者からとる。</p>	同左
措置の理由		<p>埋火葬許可証の発行が困難である恐れがあること。 ・本葬地への身元確認のための照会が困難となる恐れがあること。 ・(戸籍等)による身元確認は埋火葬許可の要件とはなっていないため、弾力的適用を行うにすぎない。 ・遺族が死亡届のみ原簿地市町村に提出し、これが受理された後に遺体を他都道府県に移動し、そこで埋火葬許可証の発行を請求する事態が予想されること。</p>	<p>関係の市町村が照会不全に陥るなどにより、特別措置①の対応によってもなお対応が困難で、公衆衛生上の危害が発生する恐れがあるため</p>

※ いずれの場合においても、死体に対する礼意をもって処理することが必要である。

(抄)

災害救助法に基づく費用の給付について

※東日本大震災の際の事例を紹介しており、実際に災害が起こった場合の災害救助法の適用の有無、範囲等はその都度、通知等により示される点を留意。

○給付範囲

(1) 一般火葬費（上限額あり）

- ・火葬費
- ・棺及び付属品（棺掛け、布団、仏衣、納体袋など）
- ・骨壺、骨箱等一式
- ・管内火葬場への遺体搬送費用

(2) 管外火葬場への遺体搬送費用（実費額相当分を支給）

(3) 遺体の納棺及び保管にかかった費用（実費額相当分を支給）

- ・納棺費用（清拭、化粧等にかかった費用も含む。）
- ・遺体の保管費用（葬祭業者が行った遺体の保管費用、ドライアイス等の費用）

(4) 埋葬された遺体の掘り起こし費用（実費額相当分を支給）

- ・重機代や人件費等

※葬儀に係る式典等に関する費用は対象外。

※免除された火葬費（東日本大震災の際は災害救助法の適用後、免除等の措置がされた。）
や現物支給された棺等の費用は差し引かれる。

※詳細は石巻市生活環境部環境課「災害救助法による埋火葬費用の給付について」参照。

災害救助法による埋火葬費用の給付について

石巻市生活環境部環境課

1 給付の対象となる方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により亡くなられた石巻市民の方、又は、震災に関連して亡くなられた方で平成23年9月30日まで火葬された方のご遺族（ご遺族がない場合は埋火葬費用を負担された方）が対象となります。

※ 生活保護法による葬祭扶助を受け埋火葬を行っている場合を除きます。

2 給付の範囲

埋火葬に要した以下の経費を対象とします。

なお、ご遺族等により行われた葬儀に係る式典等に関する費用は対象となりませんのでご了承ください。

(1) 一般埋火葬費

上限額：201,000円（12歳以上）、160,800円（12歳未満）

- ・ 火葬費
- ・ 棺及び付属品（棺掛け、布団、仏衣、納体袋など）
- ・ 骨壺、骨箱等一式
- ・ ご遺体搬送費用（石巻市内の火葬場を利用された方）

※1 火葬場使用料が既に免除されている場合はその費用（石巻市斎場の場合は、15歳以上11,000円、15歳未満8,400円）を差し引きます。

※2 棺については、遺体安置所において宮城県が支給したものを使用した場合は、その費用（83,820円）を差し引きます。

(2) 市外火葬場へのご遺体搬送費

（石巻市外の火葬場を利用された方に限ります。）

実費額相当分を支給します。

※ 石巻市外の火葬場を利用した場合の御遺体搬送費用は、ここに含まれます。

(3) ご遺体の納棺及び保管にかかった費用

- ・ 納棺費用
（ご遺体の納棺「清拭、化粧等を含みます。」にかかった経費）
実費額相当分を支給します。
- ・ ご遺体の保管費用
（葬祭業者が行ったご遺体の保管経費、ドライアイス等の経費）
実費額相当分を支給します。

(4) 埋葬されたご遺体を掘起した費用（重機及び人件費等）

実費額相当分を支給します。

【給付額の計算例】

※1により火葬場使用料（15歳以上 11,000円）が免除され、※2により遺体安置所において宮城県が支給した棺を使用した場合

【基準額】

実際にかかった費用	棺代一式	骨ガメー式	管内搬送費	火葬料（実費）	
				管内火葬料	管外火葬料
遺族支払い分	（遺族が調達） 0	（遺族が調達） 10,500	（遺族又は業者が搬送） 25,000	（徴収済未還付） 0	（徴収済未還付） 0

【特別基準】

実際にかかった費用	管外火葬場への搬送費（実費）	遺体安置（保管）		納棺費用（実費）	遺族への給付額
		保管料（実費）	ドライアイス		
遺族支払い分	（遺族又は業者が搬送） 0	（業者が保管） 52,500	（業者が調達） 42,000	（業者が納棺） 36,750	166,750

3 申請に必要な書類

- (1) 申請書（申請者は火葬費用等を負担された方となります。）
別添の記入例を参照のうえ、必要事項を記入してください。
なお、申請書は亡くなられた方1名につき1枚となります。
- (2) 火葬費用等の領収書（未払の場合は請求書）及び費用明細書
いずれも原本を提出してください。
- (3) 火葬場の使用料等の領収書（費用をお支払いの場合のみ）
原本を提出してください。
- (4) 委任状
給付金の振込先口座名義が、申請者と異なる場合には必要となります。
- (5) 給付金の振込先口座の銀行名、支店名、口座区別、口座番号がわかる預金通帳の写し又はキャッシュカードの表面の写し

4 申請手続き

- (1) 受付期限 平成24年3月30日（金）必着
- (2) 同封の返信用封筒に申請に必要な書類を入れ、ご投かんください。
※ 直接申請される場合は、下記の窓口までお越しください。
なお、窓口での受付時間は、平日（土・日を除く。）の午前9時から午後5時までです。

5 給付までの流れ

- (1) 申請内容を審査のうえ、給付額を決定いたします。
なお、申請内容について、お問い合わせをすることがあります。
- (2) 給付額を決定後、決定通知書を送付します。
（提出いただいた領収書等を併せてお返しします。）
- (3) 給付金を申請のあった銀行口座に振り込みます。

担当及び連絡先

〒986-8501 石巻市穀町14番1号
石巻市生活環境部 環境課 埋火葬料給付担当（石巻市役所3階）
電話番号 0225-95-1111 内線 3366・3368・3369

平成27年度広域火葬体制整備事業スケジュール

県内での取組

近隣県との取組

1 四半期 (4～6月)	市町村等担当課、連絡先等の確認	四国4県広域火葬協議会連絡調整
	安置所等の選定支援（個別相談：随時対応）	
	広域火葬についての情報収集（随時対応）	
	関係団体との協議・連携（随時対応）	
	高幡地域遺体対応検討会	
2 四半期 (7～9月)	火葬場関係者等連絡協議会の開催 〔・情報伝達訓練方法の確認〕	広域火葬情報伝達訓練等（様式統一等）の検討（四国4県課長会）
3 四半期 (10～12月)	高知県内情報伝達訓練の実施	四国4県情報伝達訓練の実施
	安置所等選定状況、資機材の調達等に関するアンケート調査	情報伝達訓練等先進県視察
4 四半期 (1～3月)	高幡地域遺体対応検討会	四国4県広域火葬協議会
	広域火葬対応についての研修会開催 〔・情報伝達訓練の振り返り ・様式等再検討 ・各市町村のマニュアル紹介 ・火葬場BCP紹介〕	〔・情報伝達訓練振り返り ・情報交換〕